

令和 7 年定例会
防災県土整備企業常任委員会
提出資料

○ 所管事項

I 三重県企業庁の各事業における取組状況について

- 1 水道用水供給事業 1
- 2 工業用水道事業 7
- 3 各事業の展開を支える取組 12

II 令和 5 年度包括外部監査結果に対する対応結果について . . 14

令和 7 年 3 月 1 0 日

企 業 庁

I 三重県企業庁の各事業における取組状況について

三重県企業庁の水道用水供給事業及び工業用水道事業においては、県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献していくため、三重県企業庁経営計画（平成29年度～令和8年度）（以下「経営計画」という。）に基づく取組を進めており、本年度の取組状況としては、以下のとおりです。

1 水道用水供給事業

（1）給水状況

本年度の給水量は、約7,397万 m^3 となる見込みであり、年間給水量の当初見込み（約7,562万 m^3 ）に対して約97.8%となっています。



（2）主な取組状況

ア 安全でおいしい水の供給

「安全性」、「味やにおい」の観点から、総トリハロメタン、カビ臭物質及び臭気強度について、国が定める水道水質基準等より高いレベルの管理目標値を設定し、水質管理を強化しています。

本年度は2月末時点まで、経営計画における経営目標の「安全でおいしい水の供給」に掲げている水質基準と管理目標値は、すべて達成しています。

また、全国的に水源汚染が確認され、健康影響へのリスクが懸念されているPFOS及びPFOA*については、年2回の検査を実施することとしており、本年度も2回、9月と2月に検査を実施しましたが、全5浄水場（播磨、水沢、高野、大里、多気）の水源及び水道水において、検出されておりません。

※PFOS及びPFOAとは有機フッ素化合物（PFAS）の一種であり、分解が遅く、環境中に蓄積されるため、令和2年4月より、国において水道水質管理上の注意喚起すべき項目として目標値（50ng/L（暫定値））が設定されています。

イ 強靱な水道の構築

主要施設等の耐震化を進めるとともに、経年劣化した施設の更新などの老朽化対策に加え、風水害対策等に取り組み、強靱な水道の構築をめざしています。

本年度は、2月末時点までに漏水は1件発生していますが、給水障害は発生しておらず、経営計画の成果指標である「給水障害発生件数」の目標値0件を達成できる見込みです。

(ア) 耐震化

a 主要施設

経営計画の計画期間中において、全5浄水場の49浄水処理施設の耐震化を完了させるとともに、災害発生時に応急給水活動の拠点となる全14調整池のうち12池の耐震化を完了させることとしています。

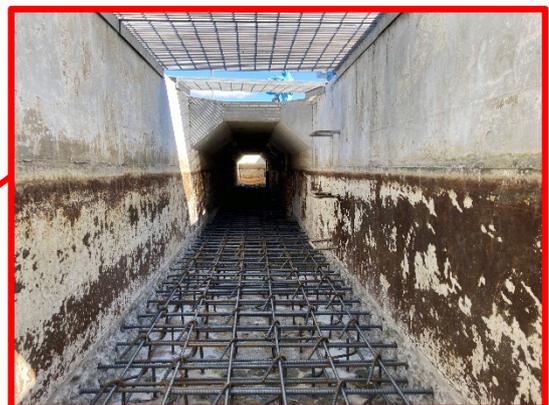
本年度は、高野浄水場（津市）の浄水処理施設の耐震化工事を実施しており、令和7年度に完了する予定で、成果指標の浄水場浄水処理施設の耐震化率は、目標を達成しています。また、令和7年度から耐震化工事を予定している長谷調整池（多気町、1,000 m³）の用地取得を完了しました。

なお、高野調整池（1～3号池）については、本年度、耐震詳細診断の結果、耐震性を有することが確認されました。

経営計画の成果指標	R6		R8
	目標値	見込	目標値
浄水場浄水処理施設の耐震化率(%) (累積/全浄水場浄水処理施設数)	95.9 (47/49)	目標達成済	100 (49/49)
調整池の耐震化率(%) (累積/全調整池数)	71.4 (10/14)	目標を上回る 92.9 (13/14)	85.7 (12/14)
計画期間内に実施する調整池耐震化の進捗率(%) (累積/計画調整池数)	33.3 (1/3)	目標を上回る 100超 (4/3)	100 (3/3)



耐震補強工事中の高野浄水場（津市）



急速ろ過池流入渠 底版増し厚の施工状況

b 管路

管路総延長約 430km のうち、耐震適合性のない管路が約 160km (経営計画策定時) あり、経営計画の計画期間中において、特に液状化が想定される地域に埋設されている被害率の高い管路など約 23.9 km と、布設後 40 年以上経過した管路約 10.2 km を合わせた約 34.1km の耐震化を完了させることとしています。

本年度は、約 3.0 km の布設替工事を実施しており、年度内に完了する予定で成果指標の管路の耐震適合率は、目標を達成する見込みです。

経営計画の成果指標	R6		R8
	目標値	見込	目標値
管路の耐震適合率(%) (累積/総延長 : km)	68.4 (293.7/429.6)	目標を上回る予定 68.5 (294.5/429.6)	70.0 (300.9/429.6)
計画期間内に実施する 管路耐震化の進捗率(%) (累積/計画延長 : km)	79.1 (27.0/34.1)	目標を上回る予定 81.3 (27.8/34.1)	100 (34.1/34.1)

注) 管路延長の端数処理により、率計算が合わない場合があります。



送水管布設替工事の施工状況 (多気町)

(イ) 老朽化対策

将来にわたり水道施設の機能を維持し、中長期的なトータルコストを縮減するため、適切な維持管理に努め施設の長寿命化を図るとともに、効率的かつ計画的な施設の更新を進め、老朽化対策に取り組むこととしています。

a 施設の長寿命化

施設の適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕を実施していく「予防保全型維持管理」を推進し、施設の長寿命化を図ることとしています。

本年度は、高野浄水場の送水ポンプ設備の分解点検整備や宮川水管橋 (玉城町) の塗装塗り替え工事などを実施しており、年度内に完了する予定です。



分解点検中の高野浄水場送水ポンプ設備
(津市)



塗り替え工事中の宮川水管橋
(玉城町)

b 電気・機械設備の更新

経営計画の計画期間中において、更新時期を迎える 157 設備の更新を見込んでおり、引き続き、定期的な点検により劣化・損傷の程度を把握し、個々の設備の耐用年数、劣化状況及び交換部品の製造終了などの要素を総合的に判断して、更新を進めることとしています。

本年度は、多気浄水場（多気町）の沈澱池汚泥掻寄機や播磨浄水場（桑名市）の苛性ソーダ注入設備*など 19 設備の更新工事を実施しており、年度内に完了する予定で成果指標の設備の更新率は目標値を達成する見込みです。

経営計画の成果指標	R6		R8
	目標値	見込	目標値
設備の更新率 (%) (累積/計画期間内に更新する設備数)	85.4 (134/157)	目標達成予定	100 (157/157)



更新中の多気浄水場沈澱池汚泥掻寄機
(多気町)



更新中の播磨浄水場苛性ソーダ注入設備*
(桑名市)

*苛性ソーダ注入設備とは、浄水処理を効率的に行うため、原水の pH 調整用として補助的に用いる薬品（苛性ソーダ）を注入する設備です。

(ウ) 風水害対策

浸水対策及び土砂災害対策については、経営計画の計画期間中において、対応が必要な勢和加圧ポンプ所（多気町）など9施設（工業用水道との共有施設1施設を含む）の対策を完了させることとしています。

本年度は、勢和加圧ポンプ所（多気町）と津留取水ロゲート室（多気町）、沈砂池（多気町）の浸水・土砂災害対策工事や北勢水道事務所管理本館（四日市市）の浸水対策工事を実施しており、年度内に完了する予定です。



浸水・土砂対策工事中の津留取水ロゲート室
（多気町）



建屋側壁 増し厚の施工状況

また、災害時等における長時間停電対策については、非常用発電設備を72時間程度運転できる燃料を貯留することとし、既存設備の更新に合わせ対応することとしています。

本年度は、令和7年度の完成に向けて多気浄水場と高野浄水場の非常用発電設備の更新工事を実施するとともに、令和8年度に完成予定の志摩送水ポンプ所（伊勢市）の非常用発電設備の更新工事を進めています。



更新予定の高野浄水場非常用発電設備
（津市）



更新予定の志摩送水ポンプ所非常用発電設備
（伊勢市）

(エ) 拡張事業（未整備分）

北中勢水道用水供給事業（長良川水系）は、受水市町からの要請を受け、県（環境生活部）が策定した「北部広域圏広域的水道整備計画」（平成20年3月改定）に基づき、当庁が実施しています。

本年度は、当該計画上、未整備となっている取水・導水施設の整備について令和9年度の供用開始に向け、長島導水ポンプ所（桑名市）の建築工事や導水管路の布設工事等を実施しています。

(オ) 健全な事業運営の持続に向けた水道料金の見直し

本年度の水道料金の見直しにおいて、令和7年度以降の水道料金については、以下のとおりとしたところです。

- 令和7～8年度の2年間は、現行料金のまま据え置き、引き続き、受水市町と丁寧に協議を行います。
- 令和8年度には、令和6～7年度の決算を踏まえ、改めて収支見通しを作成し、令和9年度以降の料金の見直しを協議し、決定します。

また、令和9年度以降の料金の見直しに向けては、来年度より、受水市町の当庁の経営状況に関する理解を深めていただくため、年2回程度、勉強会を開催し、毎回、当庁より最新の予算、決算見込等を反映した収支の見通し、広報戦略等を説明するとともに、受水市町からご意見をいただき、協議を進めます。

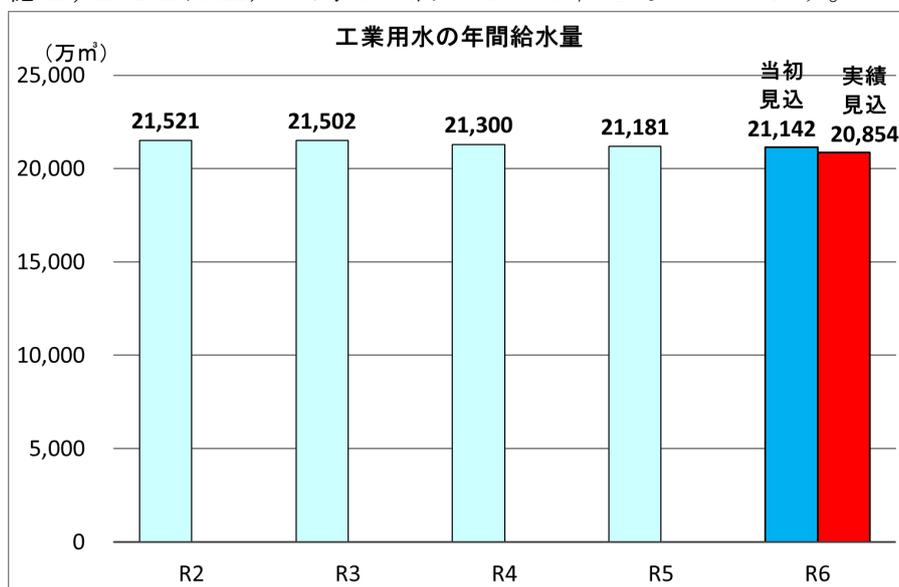
(3) 今後の取組

引き続き、安全でおいしい水の供給に取り組むとともに、強靱な水道を構築するため、主要施設等の耐震化、経年劣化した設備の老朽化対策、風水害対策など、経営目標の達成に向けた取組を着実に進めます。

2 工業用水道事業

(1) 給水状況

本年度の給水量は、約2億854万 m^3 となる見込みであり、年間給水量の当初見込み（約2億1,142万 m^3 ）に対して約98.6%となっています。



(2) 主な取組状況

ア 強靱な工業用水道の構築

主要施設等の耐震化を進めるとともに、経年劣化した施設の更新などの老朽化対策に加え、風水害対策に取り組み、強靱な工業用水道の構築をめざします。

本年度は、2月末時点までに漏水は7件発生していますが、給水障害は発生しておらず、経営計画の成果指標である「給水障害発生件数」の目標値0件を達成できる見込みです。

(ア) 耐震化

a 主要施設

経営計画の計画期間中において、浄水場の浄水・排水処理施設や配水池等の主要施設49施設のうち、令和8年度までに河川改修計画がある2施設を除く47施設の耐震化を完了させることとしています。

本年度は、令和7年度の完成に向けて伊坂浄水場（四日市市）の排水処理施設耐震補強工事を実施するとともに、令和8年度に完成予定の新屋敷取水所（松阪市）の配水池築造工事などを実施しており、成果指標の主要施設の耐震化は、目標値を達成しています。

経営計画の成果指標	R6		R8
	目標値	見込	目標値
主要施設の耐震化率(%) (累積/全主要施設数)	87.8 (43/49)	目標達成済	95.9 (47/49)
計画期間内に実施する 主要施設耐震化の進捗率(%) (累積/計画主要施設数)	85.7 (24/28)	目標達成済	100 (28/28)



耐震補強工事を実施する伊坂浄水場
排水処理施設※（四日市市）

※ 排水処理施設とは、浄水処理により発生した汚泥を濃縮し、脱水、乾燥する施設です。



配水池築造工事を実施する
新屋敷取水所配水池（松阪市）

（イ）老朽化対策

将来にわたり工業用水道施設の機能を維持し、中長期的なトータルコストを縮減するため、適切な維持管理に努め施設の長寿命化を図るとともに、効率的かつ計画的な施設の更新を進め、老朽化対策に取り組むこととしています。

a 施設の長寿命化

施設の適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕を実施していく「予防保全型維持管理」を推進し、施設の長寿命化を図ることとしています。

本年度は、千本松原取水所（桑名市）ポンプ設備の分解点検整備などに着手するとともに、朝明川水管橋（四日市市）の塗装塗り替え工事などを実施しており、年度内に完成する予定です。



分解点検中の千本松原取水所
取水ポンプ（桑名市）



塗り替え工事中の朝明川水管橋
（四日市市）

b 管路の更新

管路総延長約 350km のうち、耐震適合性のない管路が約 138km（経営計画策定時）あり、経営計画の計画期間中において、特に重要度の高い主要幹線や布設年度が古い配水管路、ライフライン関連ユーザー向け配水管路などを中心に約 22.1km を優先して更新し、老朽化対策とともに耐震化を進めることとしています。

本年度は、約 2.2km の管布設工事を実施しており、年度内に完了する予定で、成果指標の管路の耐震適合率は、目標値を達成する見込みです。

制水弁については、経営計画の計画期間中において、配水運用の切り替えや漏水時の止水など、配水制御において重要となる制水弁 69 基を優先して更新することとしています。

本年度は、内径 700 耗制水弁（四日市市）など 6 基の取替工事を実施しており、年度内に完了する予定で、成果指標の制水弁の更新率は、目標値を達成する見込みです。

経営計画の成果指標	R6		R8
	目標値	見込	目標値
管路の耐震適合率(%) (累積/総延長：km)	65.2 (228.1/350.1)	目標を上回る予定 65.3 (228.5/350.1)	66.9 (234.3/350.1)
計画期間内に実施する 管路耐震化の進捗率(%) (累積/計画延長：km)	72.0 (15.9/22.1)	目標を上回る予定 74.0 (16.3/22.1)	100 (22.1/22.1)
制水弁の更新率 (累積/計画期間に更新する基数)	75.4 (52/69)	目標を上回る予定 76.8 (53/69)	100 (69/69)

注) 管路延長の端数処理により、率計算が合わない場合があります。



配水管布設替工事の施工状況（松阪市）



不断水工法[※]による制水弁設置状況
（四日市市）

※ 制水弁の更新にあたり、断水して制水弁を設置できない管路には、不断水工法を採用し、ユーザーへの影響を回避しています。

c 電気・機械設備の更新

経営計画の計画期間中において、更新時期を迎える 129 設備の更新を見込んでおり、引き続き、定期的な点検を通して劣化・損傷の程度を把握し、個々の設備の耐用年数、劣化状況及び交換部品の製造終了などの要素を総合的に判断して、更新を進めることとしています。

本年度は、北勢水道事務所管内（四日市市ほか）の I T V 設備[※]や山村浄水場内（四日市市）の制御設備など 14 設備の更新工事を実施しており、年度内に完了する予定で、成果指標の設備の更新率は、目標値を達成する見込みです。

経営計画の成果指標	R6		R8
	目標値	見込	目標値
設備の更新率（%） （累積/計画期間内に更新する設備数）	74.4 (96/129)	目標を上回る予定 78.3 (101/129)	100 (129/129)



更新中の北勢水道事務所管内の ITV 設備[※]
（四日市市）



更新中の山村浄水場汚泥池の制御設備
（四日市市）

※ ITV 設備とは、施設の状況や不審者の侵入等を遠隔監視するためのカメラ設備です。

(ウ) 風水害対策

浸水対策については、経営計画の計画期間中において、対応が必要な木造取水所（津市）など7施設（水道との共有施設1施設を含む）のうち、河川改修計画などがある2施設を除く5施設の対策を完了させることとしています。

本年度は、北勢水道事務所管理本館（四日市市）の浸水対策工事を実施しており、年度内に完了する予定です。

なお、災害時等における長時間停電対策については、非常用発電設備を72時間程度運転できる燃料を貯留することとし、既存設備の更新に合わせ対応することとしています。

(3) 今後の取組

強靱な工業用水道を構築するため、引き続き主要施設等の耐震化、経年劣化した施設の老朽化対策、風水害対策など、経営目標達成に向けた取組を着実に進めます。

3 各事業の展開を支える取組

当庁を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後も安全・安心な水を安定的に供給していくため、令和5年9月に「企業庁経営改革取組方針」を策定し、経営基盤の強化に取り組んでいるところです。本年度の取組状況としては、以下のとおりです。

(1) 人材確保・人材育成

近年、新規採用職員の確保が厳しさを増すなか、安定的な人材確保のため、高校・大学への訪問やPR動画の作成、SNSの活用、企業庁独自の職場説明会の実施など、企業庁の仕事内容や魅力発信に積極的に取り組みました。

また、OJTの強化を通じて円滑な技術継承や人材育成を進めるため、昨年度に引き続き、若手職員やOJT指導者への研修を実施しました。さらに、OJTによる人材育成を補完するための当庁独自の研修のほか、受水市町等の職員も対象となる研修についても実施しました。

令和7年3月には、必要な人材を確保・育成し、組織力の向上を図るため、概ね10年先を見据えた「三重県企業庁人材マネジメント戦略」を策定することとしています。



企業庁PR動画
(企業庁Instagramより)

(2) デジタル技術の活用

今後の急速な技術の進歩をふまえ、経営基盤の強化に資するデジタル技術の活用・拡大に向けて、引き続き、調査・検討を行い、導入に向けた検証を進めます。

ア 水道施設の点検におけるドローン活用

ドローンの活用により、従来の歩廊等からの目視点検では不可視であった箇所での点検が可能となり、異常の早期発見や効率的な修繕計画の立案等の業務改善が期待できるため、昨年度までにドローン運用・管理マニュアルの策定等を行い、ドローンの活用に向けた準備を進めました。

本年度は、ドローン操縦技能研修を実施するとともに、クラウド版の飛行日誌を作成し、運用・管理の効率化を図っています。



ドローン操縦技能研修

イ 施設維持管理における効率化の検証

電気工作物の設置や改良などを行う際、統括管理電気主任技術者は保安確保のために作業の立会等を行っていますが、当庁の施設は県内に点在しており、移動に時間を要しています。

本年度は、遠隔から現場を監視・確認できるサービスを試行的に導入し、業務効率化についての可能性や問題点、導入の可否について検証を進めています。



監視端末による遠隔臨場

ウ 自動検針（スマートメーター）の試行導入

工業用水道事業へのスマートメーターの導入事例調査により、ユーザーへの給水状況が把握できることに加え、現在の計量装置の機能を簡素化し、費用の削減が期待できるため、令和7年度から試行導入を行うこととしています。

本年度は、試行導入箇所の選定を行い、ご協力頂くユーザーとの協議を進めています。

（3）地球温暖化対策の推進

より一層の地球温暖化対策を推進するため、令和6年6月に「三重県企業庁地球温暖化対策推進計画」を策定し、引き続き高効率機器への更新や再生可能エネルギーの導入などを進めるとともに、更なる高みへチャレンジしていくため、本年度は、オフサイトPPA^{*}や新技術の情報を収集・検討するなど、導入に向けて取組を進めています。

※需要場所から離れた場所に電力販売事業者が発電設備を設置し、発電電力を需要場所に供給することにより再生可能エネルギーを自家消費できる仕組み

（4）資金の運用及び管理

当庁の資金運用については、「企業庁資金運用方針」に基づき、確実かつ効率的な運用及び管理を行うこととしており、資金需要や金利動向等に留意のうえ金融機関への預託を行うとともに、昨年度に引き続き有価証券（債券）による資金運用を行いました。

また、支払利息負担の軽減を図り、将来へ過度な負担を残さないために、企業債借入額をできる限り抑制し、企業債残高の適正な管理に努めています。

Ⅱ 令和5年度包括外部監査結果に対する対応結果について

1 監査テーマ

水道用水供給事業・工業用水道事業に関する事務の執行について

2 監査結果と対応結果

対象となった事業に対して監査が実施され、8件の「指摘」と15件の「意見」をいただきました。

その内容と対応結果は、別表のとおりです。

※「指摘」…法令、条例、規則、要綱等、県が遵守すべき規範に従っていない事項並びに、正確性、有効性、効率性及び経済性に著しく反している事項として、速やかに改善することを求めたもの。

「意見」…正確性、有効性、効率性及び経済性の観点から意見を述べた事項として改善を検討することを求めたもの。

「指摘」・「意見」に対する対応結果

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
包括外部監査の指摘及び意見		
水道用水供給事業・工業用水道事業に関する事務の執行について		
【指摘】 8件		
① 修繕引当金の取崩しについて【指摘】		
<p>企業庁財務運営方針で平成26年度の新会計基準移行前に引き当てられた修繕引当金の取崩しは、20年間（2021～40年度）を目途に全額取り崩すことと定められているものの、具体的な取崩方法は規定されていない。一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に照らすと、20年間で均等に取崩すことになるが、現状の処理はそれぞれの年度の修繕費の発生額を勘案して決定されており、恣意的な金額での取崩しが可能な状態となっている。</p> <p>取崩しは20年均等額で取り崩す旨を明文化し、各年度の修繕費発生額と相殺していくべきである。</p>	<p>修繕引当金の適正化を図るため、令和6年4月に「三重県企業庁財務運営方針」を改正し、修繕引当金を均等額で取崩す旨を明文化するとともに、令和5年度決算から適用しました。</p>	<p>企業財務課</p>
② 退職給付引当金の計算について【指摘】		
<p>現状の退職手当の要支給額の計算は当年度末に算定した職員の退職手当の要支給額ではなく、当年度末より1年半前の当年度の予算策定時に算定した年度末要支給額の見積りに基づいて計算された退職給付費用予算の金額をそのまま決算で使用しており、会計方針の記載とは異なっている。</p> <p>退職給付引当金の計算を適正にするためには、決算手続において当年度末（令和5年3月31日）の在籍者に対し、退職給付引当金の計算を実施し計上すべきである。</p>	<p>退職給付引当金の計算を適正にするため、令和6年度末の在籍見込者数をもとに、退職給付引当金の再計算を実施し、令和6年度決算において計上します。</p>	<p>企業総務課 企業財務課</p>
③ 賞与引当金の計算について【指摘】		
<p>現状の賞与引当金の計算においては、令和4年度の予算策定時に令和3年10月1日の在籍人員をもとに見積もった年間賞与手当等の予算の12分の4を翌年度6月に支給される分の賞与引当金として計上しており、会計方針の記載と異なっている。</p> <p>また、賞与支給額と賞与引当金の残高には、多額な過不足が発生しているため、会計方針の記載どおり当年度末における支給見込額の見積りに基づき計算すべきである。</p>	<p>賞与引当金の計算を適正にするため、令和6年度末の在籍見込者数をもとに、賞与引当金の再計算を実施し、令和6年度決算において計上します。</p>	<p>企業総務課 企業財務課</p>

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
④ 減損会計適用の手続について【指摘】		
<p>公営企業会計においては、平成26年からの新会計基準の適用に伴い減損会計を適用することになっているが、企業庁では明確な手続は実施されておらず、水道用水供給事業及び工業用水道事業ともにそれぞれ経常損益が黒字であったため減損の兆候はないとしてそれ以上の検討はしていなかった。</p> <p>減損会計の適用においては、固定資産のグルーピングを明確化し、グルーピングごとに減損の兆候を判定するとともに、その過程を文書で残すべきである。また、減損の兆候があれば減損損失の認識以降の手続が必要となる。</p>	<p>減損会計適用の手続について、令和6年1月に「減損会計処理要領」を策定し、令和5年度決算から、グルーピングごとに減損の兆候の有無を判定するとともに、判定過程を文書化しました。</p>	<p>企業財務課</p>
⑤ 有形固定資産明細書の数量欄の記載について【指摘】		
<p>有形固定資産明細書（企業庁で作成される事業所別の固定資産の一覧表）には数量欄の記載があるが、監査人が閲覧したところ、固定資産が存在するのにこの記載が0になっているものやマイナスになっているものがあり、数量欄の記載が不正確である。</p>	<p>令和6年度に旧財務会計システムから新財務会計システムに固定資産データを移行する際に、有形固定資産明細書の数量欄の記載を修正しました。</p>	<p>企業財務課</p>
⑥ 固定資産の除却処理について【指摘】		
<p>平成30年度に廃棄されているにもかかわらず、固定資産台帳上は除却処理がなされておらず、帳簿上の固定資産が過大に計上されているものがあつた。固定資産の除却漏れが発生しないよう、新規取得資産の照合だけでなく、除却資産についても固定資産台帳上正しく除却処理されていることを確認すべきである。</p>	<p>令和6年7月に実施しました、三重県企業庁会計規程第118条に基づく固定資産の実地照合において、除却対象資産が正しく除却されていることを確認しました。</p>	<p>企業財務課</p>
⑦ 貯蔵品の管理について【指摘】		
<p>貯蔵品残高報告書と照合したところ、保管されている貯蔵品には、新品で未使用の貯蔵品の他、工事現場で余剰になった工事資材が簿外品として保管されていた。</p> <p>簿外品の管理については、それが正常に使用できるものであれば適正な見積価額を付し、適正に帳簿管理すべきである。</p>	<p>工事現場で余剰になった工事資材も正常に使用できるものについては、帳簿に登録しました。</p>	<p>企業財務課</p>
⑧ 仮置き薬品の保管状況について【指摘】		
<p>大里浄水場の薬品注入棟において、臨時で使用した、劇物である25%苛性ソーダが仮置きされていた。薬品注入棟は常時施錠され関係者以外入室禁止にはなっており、ポリタンクは防液堤内に置かれ流出防止対策がなされていたが、「毒物及び劇物取締法」により求められている保管場所の仕切りと表示がなかった。</p> <p>指摘を受けた直後に直ちに対応を講じたものの、例え仮置きであったとしても「毒物及び劇物取締法」を遵守し、適切に保管すべきである。</p>	<p>臨時の水処理に必要となり仮置きしていた苛性ソーダの保管状況については、指摘後、直ちに保管場所の仕切りと表示を設置し、改善しました。なお、臨時の水処理の必要がなくなったため、令和5年9月に残った仮置きの苛性ソーダは適切に処分しました。</p> <p>また、再発防止を目的とし、令和6年2月16日に全所属に対して、薬品の適正な管理の徹底について通知しました。</p>	<p>企業総務課 水道事業課</p>

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
【意見】 15件		
① 料金単価について【意見】		
<p>令和4年度の水道用水供給事業において、南勢志摩水道の営業損益は長期前受金戻入を調整しても赤字になっており、赤字になった要因を調査し、今後はそれらを考慮して給水原価の見積りを実施するとともに、総括原価方式の観点からは、南勢志摩水道の料金単価を引き上げることが望まれる。</p> <p>なお、昨今の世界情勢や円安に伴う原油価格の上昇、物価の高騰を受け、他の水系、事業においても、今後ますます厳しい経営状況が予想されることから、次期料金においては、状況の変化に対応できるよう適切な給水原価の見積もりを実施し、必要に応じて引き上げも含めて対応することが望まれる。</p>	<p>水道事業会計の令和4年度決算における営業損益については、現行料金算定時に想定できなかった電気料金の高騰や労務費単価の上昇等の影響を受けたため、例年に比べて非常に厳しいものとなっています。特に南勢志摩水道では、原水の水質悪化に伴い薬品使用量が増加したことや、比較的大規模な送水管撤去工事を施工したこと等もあり営業損益で赤字が発生したものです。</p> <p>当庁では、これまでも経費の節減に努めてきたものの、物価高騰や施設の建設投資に伴う減価償却費の増加等により厳しい経営状況となっており、受水市町においても同様に費用負担が増加している状況です。</p> <p>現行の水道料金は、令和2年度～6年度までの5年間としており、次期料金の見直しに向けて算定作業を進めてきましたが、受水市町等からの要望もあり、受水市町の水道事業に与える影響を考慮し、令和7年度～8年度の2年間は料金を据え置き、令和8年度に、令和6年度～7年度の決算を踏まえ、令和9年度以降の料金の見直しを受水市町と協議・決定していくこととしました。</p>	<p>水道事業課 工業用水道事業課 企業財務課</p>
② 退職手当の会計間の負担区分について【意見】		
<p>知事部局等企業庁以外に在籍した職員が後年企業庁に出向した場合でも、退職手当は全勤続期間に対応する金額が企業庁から支払われている。（企業庁から県への出向もあり同様の処理がなされる）</p> <p>このような処理は、総務省からの文書に基づいたものと思われ、他県でも行われているが、現状の負担方法は独立採算制を原則とし、適切な総括原価の把握という面からは合理的な処理とは思われない。</p> <p>退職手当の負担方法については、企業庁に在籍した期間に対応した額を負担する方法が原則であるが、費用対効果や現状の方法を容認する総務省の考え方も勘案し、再検討することが望まれる。また、検討した結果の負担方法については明文化することが望まれる。</p>	<p>検討した結果、退職時の会計で退職金を支払うこととし、明文化します。</p>	<p>企業総務課 企業財務課</p>
③ 旧多度浄水場の跡地利用について【意見】		
<p>平成26年度に廃止された旧多度浄水場の跡地については、将来配水池用地として利用する事業構想があるが、利用計画があるとまでは言えない状況である。当該跡地を遊休地とするかどうかは企業庁の判断によるが、遊休地は単独でグルーピングされるとともに、減損の兆候に該当することになる。</p> <p>減損会計の適用においては、固定資産のグルーピングの明確化とともに、減損の兆候判定以降の手續を適切に実施する必要がある。</p>	<p>令和6年1月に、「減損会計処理要領」を策定し、令和5年度決算から、グルーピングごとに減損の兆候の有無を判定するとともに、判定過程を文書化しました。</p>	<p>企業財務課</p>

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
<p>④ 基礎評価を行う組織横断的な事務を所管する部署について【意見】</p> <p>「三重県内部統制マニュアル」では、基礎評価は、各事務内容やリスクについて最も精通しており、不備となるような事例が起きた際に報告が上がってくる課が行うことが望ましいと考え、対象事務ごとに基礎評価を行う部署を定めている。そのため、基礎評価を行う部署の当該事務に係る自己評価と基礎評価を行う部署が同一となるが、同一になっているのは、基礎評価が形骸化していると言える。また、総務省のガイドラインの中でも、「評価を行う職員は、評価の対象となる業務を実施する者ではなく、客観的な立場にあることが望ましい」とされている。そのため、他の課が行うことがより望ましいと考えられる。</p>	<p>基礎評価を行う部署の当該事務に係る自己評価と基礎評価を行う部署が同一となっているものの、最終的には評価部局評価により一定の客観性が担保されていることをふまえ、全庁的な内部統制の運用体制との整合性も図る必要があることから、評価する項目を担当している専門部署が今後も基礎評価を行っていくこととします。</p>	<p>企業総務課</p>
<p>⑤ リスクの識別・評価について【意見】</p> <p>県では、過去に発生した不適切な事務処理等の事案をふまえ、共通リスクとして、30項目（財務、個人情報・情報セキュリティ、公文書管理、その他服務規律等）を選定しており、共通リスクに該当する業務を全く行っていない場合については記入を省いているが、該当する業務を行っていれば頻度に関わらずすべての共通リスクについて記入することとなっている。</p> <p>しかし、実際は各所属で、業務やリスクについてリスクの影響度や発生可能性、質的重要性は異なり、共通リスクの全項目について同程度の対応をする必要があるのか疑問が残るため、その必要性を再検討することが望まれる。</p>	<p>全庁的な内部統制の運用体制との整合性を図る必要があることから、該当する業務については、今後も共通リスクとして記入し、対応を行っていきます。</p>	<p>企業総務課</p>
<p>⑥ 所属個別リスクの識別について【意見】</p> <p>固定資産除却処理漏れ（9-②）のリスクの発生可能性は高いと考えられるため、再発防止の観点から、固定資産の除却処理漏れを所属個別リスクとして識別し、それに対する対応策を整備することを検討されたい。</p> <p>また、仮置き薬品の保管状況（9-④）についても、法令違反という質的重要性や再発防止の観点から、所属個別リスクとして識別し、それに対する対応策を整備することを検討されたい。</p>	<p>固定資産除却処理漏れや仮置き薬品の保管については、該当所属における個別リスクとして対応策を整備しました。</p>	<p>企業総務課</p>
<p>⑦ 業務責任者選任手続の不備について【意見】</p> <p>業務委託の1件について、着手と同時に選任された業務責任者は仕様書に定める要件に該当していなかった。その後に業務責任者は変更されているが、選任するときに要件を確認するべきである。</p>	<p>業務責任者の要件は選任時に確認していましたが、仕様書での要件の記述が不明確で、該当しないと判断される内容であったため、令和5年度から仕様書を見直しました。引き続き仕様書作成時の内容確認と、選任時の確認を徹底します。</p>	<p>技術管理・機電施設課</p>

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
<p>⑧ くじ引きによる落札を防止する方策の検討について【意見】</p> <p>くじ引きによる落札が多発している現状に鑑み、これを防止する方策として、例えば、業者の入札価格に基づいて最低制限価格を設定する「変動型最低制限価格制度」の試行を含めた検討がなされることが望ましい。</p>	<p>くじ引きによる落札を抑制する方策として、予定価格事後公表や総合評価方式の対象案件の拡大などを引き続き検討していきます。</p> <p>なお、提言のありました変動型最低制限価格制度については、国が懸念しているとおりダンピング受注の防止に十分機能しないことが想定されるため、試行導入の検討にあたっては慎重を期します。</p>	<p>技術管理・機電施設課</p>
<p>⑨ 予定価格の事後公表について【意見】</p> <p>企業庁において一部の案件において既に試行されている予定価格の事後公表の対象案件の拡大を検討することが望ましい。そして、併せて、入札の公正を害する不正行為を防止するための措置も強化することが望まれる。</p>	<p>引き続き、予定価格の事後公表の対象案件の拡大を検討することと併せて、職員が不当な働きかけへの適切な対応を徹底するよう、研修やコンプライアンス・ミーティング等を実施しました。</p>	<p>技術管理・機電施設課</p>
<p>⑩ 1者入札となった理由の検証と防止のための方策の検討について【意見】</p> <p>1者入札となった理由についての検証を十分に行い、入札条件、参加資格条件等が、果たして透明性・競争性を確保できる程度のものになっているのかのより一層の検証がなされることが望まれる。</p> <p>とりわけ、同種案件で1者入札が続いている案件等については、それらの参加資格を有する業者に対する事後的なヒアリング等も含めたより積極的な方策も検討することが望ましい。</p>	<p>1者入札となった案件の多くは、既存の電気・機械設備の保守・修繕・改良などの工事であり、一定の専門性が要求されますが、競争性を確保するため特殊な入札参加条件を付することなく発注しています。</p> <p>引き続き、必要に応じて参加資格を有する業者に対する事後的なヒアリングを行うなど一層の情報収集と検証を実施していきます。</p>	<p>技術管理・機電施設課</p>
<p>⑪ 1者入札防止のためのその他の方策について【意見】</p> <p>昨今の建設資材価格の高騰や労務費の上昇にも鑑みると、企業庁においても、予定価格と実勢価格との乖離を防ぐべく、予定価格の算定にあたっては市場の実勢価格を適切に反映した積算も必要であろうし、1者入札の原因が技術者を確保できないことにあるとすれば、可能な範囲で発注時期をずらす等の検討もなされることが望ましい。</p>	<p>資材価格高騰等により、公共工事の積算時点と当初契約時点における設計単価に乖離が生じる場合があることから、当初契約締結後、設計単価の適用年月を積算月から当初契約月に変更する「資材価格高騰等に対する特例措置」を令和6年12月1日から実施しています。</p> <p>また、建設企業の計画的な受注環境整備に寄与する発注見通しの公表を確実に実施するとともに、施工時期の平準化や余裕期間制度の活用等についても引き続き検討していきます。</p>	<p>技術管理・機電施設課</p>

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
<p>⑫ 固定資産番号の貼付について【意見】</p> <p>一部の固定資産を選定し固定資産の現物と固定資産台帳を照合したところ、建物内にある機械等について、固定資産の名称を記載した銘板は貼付されているが、固定資産台帳に記載されている固定資産番号の貼付がないため特定ができず、固定資産の実在性が正確には確認できなかった。</p> <p>固定資産には固定資産番号を貼付する規定がないが、機械等の名称だけでは同じ名称のものが複数存在するため機械の特定ができないため、貼付可能なものだけでも、固定資産番号を貼付することが望まれる。</p>	<p>固定資産の特定が難しく、固定資産番号が貼付可能な資産について、令和7年度から固定資産番号を貼付することになりました。</p>	<p>企業財務課</p>
<p>⑬ 非常用発電設備の燃料について【意見】</p> <p>水道の浄水場の燃料備蓄について、早急に非常用発電設備が72時間稼働できるように、設備更新計画に合わせて貯蔵設備の更新を進めるのではなく、更新計画を見直して進めていくことが、切に望まれる。</p>	<p>長時間停電対策や非常用発電設備の更新には多額の費用がかかるため、早期に対応することは困難ですが、可能な限り更新計画の見直しを検討していきます。</p> <p>なお、令和5年度に高野浄水場、多気浄水場の2浄水場において、非常用発電設備の更新に着手したところです。</p>	<p>水道事業課 工業用水道事業課 技術管理・機電施設課</p>
<p>⑭ 建設仮勘定に計上されている長良川河口堰の建設負担金の処理について【意見】</p> <p>長良川河口堰に関する建設仮勘定には、事業化されていない堰建設にかかる企業庁の負担金及び資金調達のために発行した企業債等の利息が、未償却のまま残っている。</p> <p>企業庁は堰を所有する代わりに、ダム使用権という形で河口堰の建設資金及び利子を負担しているのであり、実質的には企業庁が河口堰の一部分を所有していることと同様であると監査人は考える。</p> <p>堰が法定耐用年数を迎える2074年度以前には堰の大改修や再築造の議論がおき応分の負担が求められる可能性は高い。現在の会計処理を継続した場合には、現堰に係るダム使用権の未償却残高及び事業化されていないことにより建設仮勘定に計上している金額は減損の対象となり、一度に減損損失することになる。</p> <p>これらのことから、堰建設に係る会計上の建設仮勘定はダム使用権に振り替えて減価償却を実施することが望まれる。</p> <p>今後の処理については、企業庁と県で十分検討することが望まれる。</p>	<p>減価償却は供用を開始した資産について行うものであり、供用開始していない水道事業の一部及び工業用水道事業の資産については減価償却を実施せずに、建設仮勘定にて適切に管理していきます。</p>	<p>企業財務課 水道事業課 工業用水道事業課</p>
<p>⑮ 建設仮勘定に計上されている長良川河口堰の維持管理負担金の処理について【意見】</p> <p>堰に関する建設仮勘定には、建設負担金以外に堰を維持し運用するための人件費等である維持管理負担金が計上されている。</p> <p>会計上、維持管理負担金は固定資産を現状維持するための費用で、ダム使用権を含め固定資産の価値を増加させるものではないため、建設仮勘定に振り替えるべき性質のものではなく費用処理すべきものである。</p> <p>今後の処理については、企業庁と県で十分検討することが望まれる。</p>	<p>維持管理負担金は事業化（供用）を開始した時点から本資産に資産化し費用処理するために、建設仮勘定にて適切に管理していきます。</p>	<p>企業財務課 水道事業課 工業用水道事業課</p>